令和８年６月

議　案　説　明　書

大　川　市

本日ここに、令和８年第２回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともご多端の中にもかかわらずご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この議会に提案いたしております議案は２７件でありますが、その内訳は、報告６件、条例議案３件、予算議案２件、その他１６件であります。

まず、報告第１号　専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

次に、報告第２号　令和７年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和８年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人筑後川昇開橋観光財団の経営状況に関し、報告するものでありまして、同財団の経営状況を説明する書類として、令和７年度事業報告及び決算並びに令和８年度事業計画及び収支予算等に関する書類を提出しているものであります。

次に、報告第３号　令和７年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告につきましては、庁舎大規模改修事業ほか２事業に要する経費につきまして、令和７年度の継続費逓次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第４号　令和７年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、庁舎照明器具ＬＥＤ化工事費ほか６事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和８年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第５号　令和７年度大川市水道事業会計予算繰越計算書報告につきましては、配水管布設替工事に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和８年度へ繰越しいたしましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第６号　令和７年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書報告につきましては、水処理施設増設事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和８年度へ繰越しいたしましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、報告するものであります。

次に、議案第２２号　専決処分の承認について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年４月１日から一部施行されたことに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第２３号　専決処分の承認について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年４月１日から一部施行されたことに伴い､地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第２４号　専決処分の承認について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和８年度から認定こども園大川中央保育園において乳児等通園支援事業を実施するにあたり、大川市保育所設置条例第１条において定めている目的に乳児等通園支援事業を定めておく必要があることから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市保育所設置条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第２５号　令和８年度大川市一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、旧緒方家住宅整備事業について、工期延長及び物価上昇等に伴い、契約変更が必要となったことから、歳入歳出予算、継続費及び地方債の補正をお願いするものであり、その概要についてご説明申し上げます。

教育費につきまして、旧緒方家住宅保存修理工事監理業務委託料５００万円及び旧緒方家住宅保存修理工事費２，０００万円を計上し、今回の補正総額は、２，５００万円となったところでありますが、これが財源といたしましては、繰越金及び市債をもって充当する次第であります。

次に、継続費の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、総額及び令和８年度の年割額の変更をお願いするものであります。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第２６号　令和８年度大川市一般会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

総務費につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金５５７万４千円を計上いたしております。

民生費につきましては、公費負担医療費助成システム改修業務委託料２６４万円、及び保育所等給食支援費補助金１，５３６万３千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、水田農業ＤＸ推進事業費補助金９３４万４千円、及び農業担い手機械導入支援事業費補助金４１１万９千円等、計１，３５７万６千円を計上いたしております。

教育費につきましては、学校安全総合支援事業７０万円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は、３，７８５万３千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、及び繰越金をもって充当する次第であります。

次に、議案第２７号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

本議案は、大川市消防団第１分団第４部の消防ポンプ自動車について、買い替えを予定しているため、購入の契約を締結するにあたり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２８号　大川市副市長の選任について、ご説明申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、本市副市長に本村和也さんを選任しようとするものであります。

すでにご承知のとおり、本村さんは、豊富な行政経験の持ち主であり、市職員として市政の発展に貢献されてきたところでありますが、その豊かな知識と経験を生かした行政手腕は高く評価されてきたところであります。

行財政改革を始め、多くの行政課題に対し積極的な取り組みを行っている本市におきまして、市政を円滑に進めていく上で必要不可欠な人材であると確信しております。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第２９号から議案第４２号までにつきましては、現在の農業委員会委員の任期が、本年７月１９日で満了することに伴い、新たに農業委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重ご審議のうえ、ご議決いただ

きますようよろしくお願い申し上げます。